

男女共同参画に関する人権に関する相談及び 人権侵害被害における被害者救済に関する処理状況

1 法務省の人権擁護制度で把握した件数について

機関	件数	備考	
国(法務省・平成17年)	女性の人権 ホットライン	24,321	
	人権相談数	16,383	民事・訴訟・人権統計年報に掲載予定の「人権相談の種類別」欄中女性を被害者とする項目から引用した数値
	人権侵犯数	5,133	民事・訴訟・人権統計年報に掲載予定の「事件の種類別」欄中女性を被害者とする項目から引用した数値
	計	45,837	

2 都道府県・政令指定都市の人権侵害に関する相談・被害者救済の体制について

(1) 体制の内容について

都道府県・政令指定都市全62団体において142体制が整備。

体制として挙げられた例

- ・男女共同参画に関する人権侵害事案の申立制度
 - ・配偶者暴力相談支援センター
 - ・セクハラ相談
 - ・人権侵害に関する相談窓口
 - ・障害者相談
 - ・労働相談
- 等

人権専門の窓口というよりむしろ、分野別の様々な相談窓口で対応している。

様々な相談窓口に寄せられる相談のうちの、「男女共同参画に関する人権侵害」の把握は難しい状況である。

人権侵害事案から施策についての苦情処理につなげる方策が希薄であると考えられる。

(2) 地域連絡協議会等の参加の有無

36体制で参加有り

(3) 件数内訳(内訳の計上が可能だったもののみ)

行政による 人権侵害	雇用関係の 人権侵害	親しい間柄 の人権侵害	その他の人 権侵害
6	4,125	48,043	8,432

配偶者間暴力について把握している体制が多い。